第二十六条の二第三項	投票（	投票又は特例郵便等投票（これらの投票のうち、
第六十条第二項	第五十九条の五、	第五十九条の五（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第百七十五号。以下「郵便等投票特例法施行令」という。）第一条第四項において準用する場合を含む。）、
第六十一条第一項	前条	前条並びに郵便等投票特例法施行令第一条第一項から第三項まで
第六十一条第二項	不在者投票（	不在者投票及び特例郵便等投票（
第六十四条第一項	又は第五十九条の四第四項	若しくは第五十九条の四第四項又は郵便等投票特例法施行令第一条第三項
	不在者投票	不在者投票又は特例郵便等投票
第六十四条第二項	又は第五十九条の四第四項	若しくは第五十九条の四第四項又は郵便等投票特例法施行令第一条第三項
	不在者投票の	不在者投票又は特例郵便等投票の
	不在者投票を	不在者投票又は特例郵便等投票を
第六十五条の十三第一項の表第六十条第二項の項	第六十条第二項	郵便等投票特例法施行令第二条第一項の規定により読み替えて適用する第六十条第二項
第六十五条の十三第一項の表第六十四条第二項の項	第六十四条第二項	郵便等投票特例法施行令第二条第一項の規定により読み替えて適用する第六十四条第二項
第九十八条	又は第五十九条の五の四第七項	若しくは第五十九条の五の四第七項又は郵便等投票特例法施行令第一条第三項
	不在者投票	不在者投票又は特例郵便等投票
第百三十八条、第百四十一条第一項及び第百四十一条の三第二項	この政令中	この政令及び郵便等投票特例法施行令中

2　最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十三条本文の規定によりその例によることとされる特例郵便等投票について、同条ただし書の規定を適用する場合には、同条第二号中「又は第五十九条の五の四第五項」とあるのは「若しくは第五十九条の五の四第五項又は特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第百七十五号）第一条第一項」と、「同令」とあるのは「公職選挙法施行令」と、「又は第五十九条の五の四第七項」とあるのは「若しくは第五十九条の五の四第七項又は特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第一条第三項」とする。

（事務の区分）

第三条　この政令の規定及びこの政令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2　この政令の規定及びこの政令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日から施行する。

（適用区分）

2　この政令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

（地方自治法施行令の一部改正）

3　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第百七十五号）	この政令の規定及びこの政令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務

別表第二に次のように加える。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第百七十五号）	この政令の規定及びこの政令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務

総務大臣　武田　良太

内閣総理大臣　菅　義偉